

金庫株について

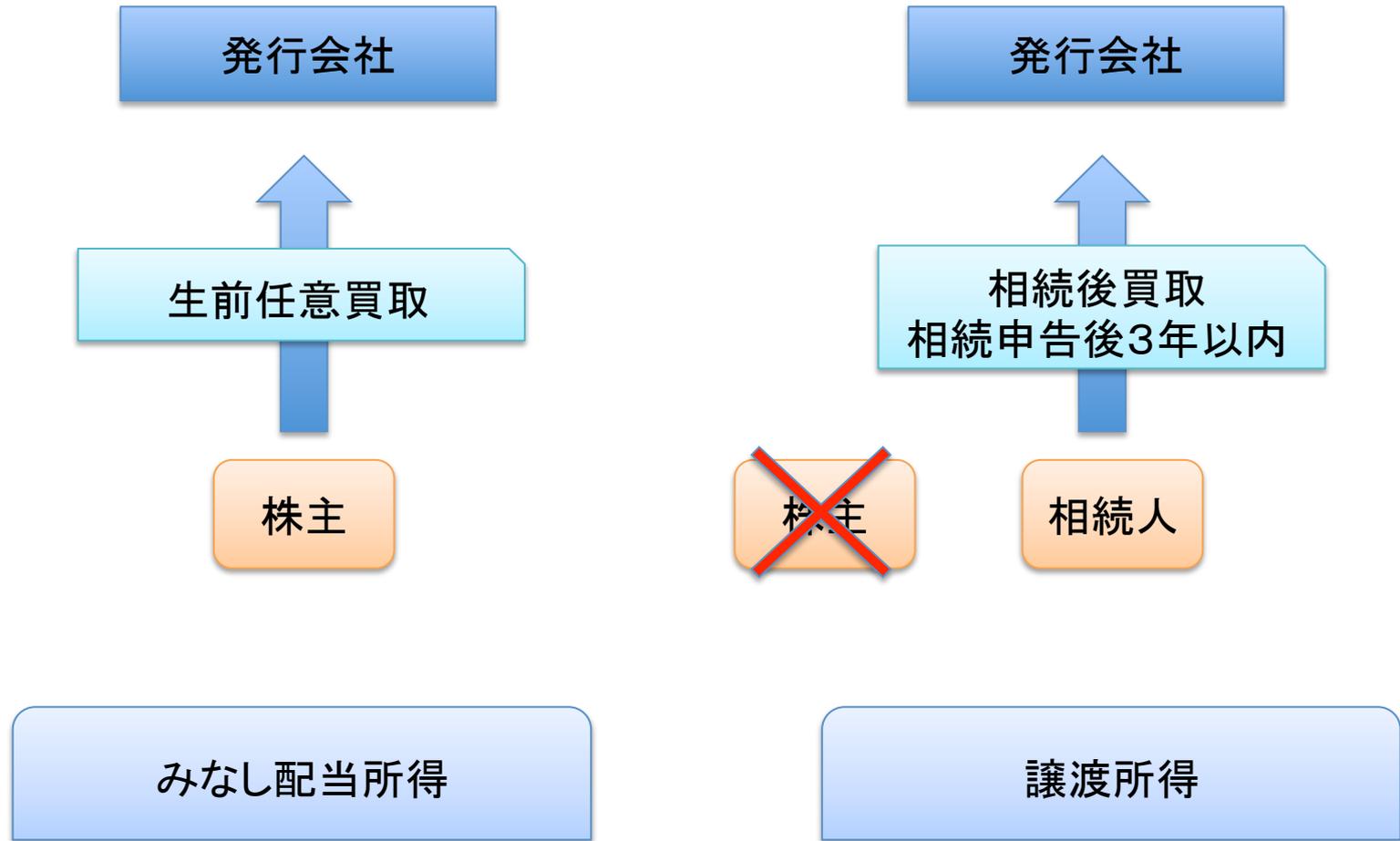
事業承継対策の一環として

発行会社の金庫株買取制限

会社法施行後H13(2001)

取得要件	制限なし
譲渡制限	制限なし
取得期間	制限なし
取得株数制限	制限なし
取得財源	剰余金分配可能額
株主総会	定時・臨時株主総会の 特別決議
取得株式の処分	処分の必要はない
その他	株主に対し「売渡請求」 可能

二つの金庫株



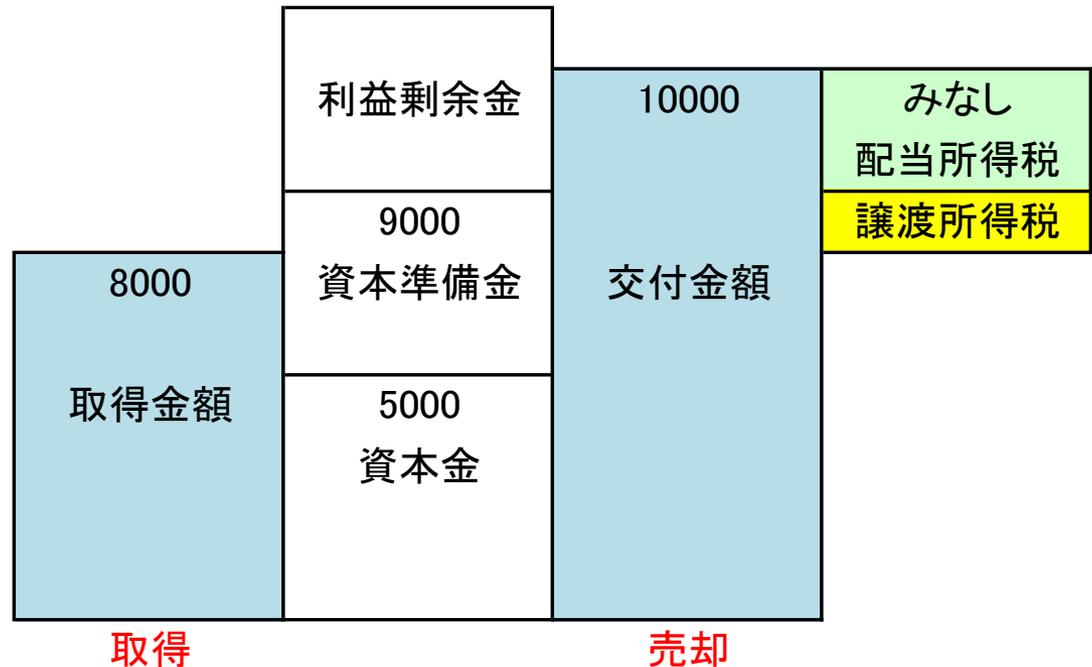
株式売却した個人の課税（生前）

株主個人は8000で株を取得し10000で売却しますから、差額2000は所得になります。

その際に、発行会社の買収資金財源が

「資本準備金」であれば
キャピタルゲインとして
譲渡所得税

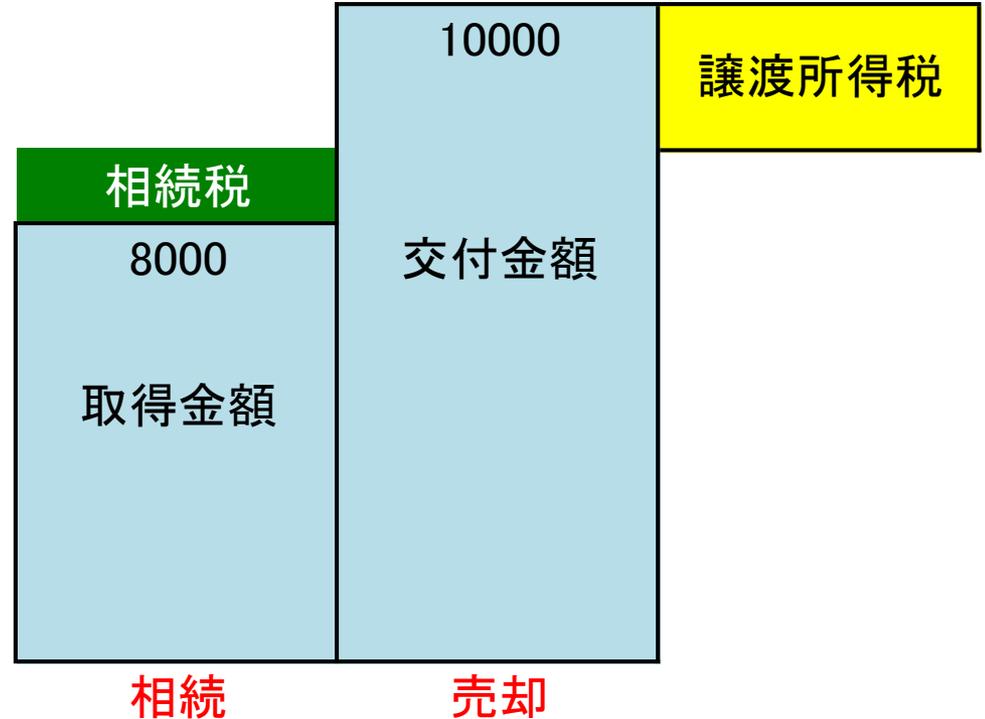
「利益剰余金」であれば
事実上の配当なので
みなし配当所得



売却分の要素が**資本金・資本準備金・利益剰余金**と知るためには
会社の純資産総額を**有効株数**で割って1個の株の要素を明らかにすれば、あとは売却株数を掛けることで簡単に把握できる。

株式売却した個人の課税(相続)

- 相続で取得した自社株を在庫株にする場合
- 相続税も含めて取得金額とみなされ交付金額と取得金額の差額が譲渡所得となる



自己株買取の決議＝特別決議

- 自己株買取・相続人への売渡請求の実施には「特別決議」が必要
- 特別決議：
議決権者の過半数が参加し、参加者の2／3の賛成により成立。
- 剰余金分配可能額
 - － 純資産から(資本金・資本準備金・利益準備金)を控除した額